

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料2-9
提出年月日	令和5年5月16日

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	全般	設備名称の記載適正化 (旧) 格納容器高レンジエリアモニタ (新) 格納容器内高レンジエリアモニタ	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	全般	設備名称の記載適正化 (旧) 緊急時対策所情報収集設備 (新) 安全パラメータ表示システム (SPDS)	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	全般	空調の表現修正 女川が「加圧設備 (空気ポンプ)」としている個所について一部「空気供給装置」と記載としていたが、これを「空気供給装置(ポンプ)」に修正を実施。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	全般	加圧判断基準の変更 「5mGy/h」から「30mGy/h」に変更。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	とりまとめた資料-1	他条文審査実績の反映 第60条 (監視測定設備) 審査実績の反映のため、1. 1-1)d. に下記内容を追記。 ・屋外のモニタリング設備による緊急時対策所内の空気供給装置加圧の判断基準 (5mGy/h) は、3号炉原子炉格納容器に最も距離が近く直接線及びスカイシャイン線の線量率が最も高くなるモニタリングポスト7の位置の線量率 (約3.5mSv/h) を基に設定していたが、防潮堤レイアウト及びその周辺道路等の配置変更により一部可搬型モニタリングポストの設置場所を変更したことで、防潮堤の内側に設置する海側No.3の可搬型モニタリングポストが最も距離が近く最も高い線量率 (約7mGy/h) となり、かつ、現状の判断基準を上回ることから、他社の判断基準も参考のうえ判断基準を「5mGy/h」から「30mGy/h」に変更した。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	とりまとめた資料-5	他条文審査実績の反映 35条, 62条 (通信連絡設備) の審査実績反映により、2-2) 設備又は設計方針の相違のうち⑩無線連絡設備 (固定型) の有無については同設備を設置する方針としたことから、設備の相違とならなくなったため、記載を削除。 削除に伴い、⑬衛星電話設備 (FAX) の有無の記載を⑫に変更	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-1 1.18-9	記載適正化 (旧) 1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 (1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順 (新) (旧) 1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 (1) 緊急時対策所立上げの手順	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-1 1.18-15	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-6	他条文審査実績の反映 35条, 62条 (通信連絡設備) の審査実績反映のため, 緊急時対策所の必要な情報を把握できる設備, 必要な通信連絡を行うための設備及び資機材に, 以下の記載を追加 ・無線連絡設備 (固定型) ・無線連絡設備 (屋外アンテナ)	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-8	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-7	記載適正化 (下線部参照) (旧) 代替交流電源 (新) 代替電源設備	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-9	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-7	他条文審査実績の反映 35条, 62条 (通信連絡設備) の審査実績反映のため, (b) 重大事故等対処設備, 自主対策設備及び資機材の記載について, 以下の記載を追加 無線連絡設備 (固定型), 無線連絡設備 (屋外アンテナ)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-10	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-10	他条文審査実績の反映 35条, 62条 (通信連絡設備) の審査により, 「無線連絡設備 (屋外アンテナ)」を設置する方針としたことから, 相違理由の以下の記載について削除する。 【女川】・設計の相違 無線連絡設備 (屋外アンテナ) は, 泊3号炉では設置していないが, 衛星電話設備 (固定型) にてその機能を充足するため, 重大事故等に対処可能と判断している。 (大飯3/4号炉と同様)	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-7	他条文との整合のため, 重大事故等対処設備の名称について修正を実施。 (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリーホース [燃料流路] (新) ホース [燃料流路]	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-11	同上	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-9	記載適正化 (下線部参照) (旧) (1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順 (新) (1) 緊急時対策所立上げの手順	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-15	同上	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-10	記載適正化 (下線部参照) (旧) 緊急時対策所換気空調設備の概略系統を第1.18.2図に, (新) 緊急時対策所換気空調設備の系統概略図 (ブルーム通過前及び通過後: 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化) を第1.18.2図に,	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-17	同上	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-10	設備名称適正化 (旧)①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に可搬型空気浄化装置の起動を指示する。 (新)①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの起動を指示する。	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-17	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-12	記載の適正化 (旧) (b) 操作手順 緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置する手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.6図に示す。 (新) (b) 操作手順 緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置する手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.18.6図に示す。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-20	同上	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-13	他条文審査実績の反映 技術的能力1.0審査実績の反映に伴い、要員に係る以下の記載を適正化 (旧)重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びその指示のもと重大事故への対処を行う各班員の計60名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための要員計20名に、1号及び2号炉運転員3名を加えた83名、運転検査官4名の合計87名と想定している。 (新)重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員41名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員31名の合計72に加え、1号及び2号炉運転員3名、消火要員8名、運転検査官4名を合わせた87名と想定している。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-22	同上	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-22	相違理由の充実化 以下の内容を追記 【女川】・運用の相違 女川では中央制御室退避場所を設け、ブルーム通過時に運転員は退避場所へ避難する。泊3号炉では運転員もブルーム通過時には緊急時対策所へ退避する。 【大飯】・記載表現の相違	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-15	図面名称を適正化（下線部参照） (旧) 概略系統図を第1.18.9図, タイムチャートを第1.18.10図に示す。 (新) 緊急時対策所換気空調設備系統概略図(ブルーム通過中; 空気供給装置(空気ポンベ)による正圧化)を第1.18.9図, 空気供給装置(空気ポンベ)への切替タイムチャートを第1.18.10図に示す。	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-25	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-15	設備名称の適正化（下線部参照） (旧) 周辺環境中の放射性物質が十分減少した場合にブルーム通過後の空気供給装置から可搬型空気浄化装置への切替手順を整備する。 (新) 周辺環境中の放射性物質が十分減少した場合にブルーム通過後の空気供給装置(空気ポンベ)から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替手順を整備する。	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18.27	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-15	記載適正化（下線部参照） （旧） 緊急時対策所の正圧化について、空気供給装置から可搬型空気浄化装置に切替える場合に緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれで実施する手順は以下のとおり。 （新） 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化について、空気供給装置（空気ポンベ）による給気から可搬型空気浄化装置への切替手順の概要は以下のとおり。 緊急時対策所換気空調設備の系統概略図（ブルーム通過前及び通過後：可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化）を第1.18.2図に、空気供給装置（空気ポンベ）から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替のタイムチャートを第1.18.11図に示す。	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-27	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-16	設備の記載適正化 （旧）可搬型空気浄化装置への切替を指示する。 （新）可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替を指示する。	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-28	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-17	設備名称変更に伴う、記載適正化。 （旧）重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。 （新）重大事故等が発生した場合、安全パラメータ表示システム（SPDS）であるデータ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。（添付3-1）	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-30	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-17	資料番号の記載を追記（下線部参照） （旧）重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。 （新）重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。（添付3-2）	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-31	同上	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-18	他条文審査実績の反映 技術的能力1.0の審査実績反映に伴い、緊急時対策所に収容する要員数の記載を適正化。 （旧）要員として合計83名を収容する。 （新）要員として合計89名を収容する。	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-32	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-18	資料番号の記載を追記（下線部参照） （旧）また、作業に必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量率測定等を行う。 （新）また、作業に必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量率測定等を行う。（添付4-4）	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-32	同上	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-19	資料番号の記載を追記（下線部参照） （旧）また、チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合は、バッテリー式の可搬型照明を設置する。 （新）また、チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合は、バッテリー式の可搬型照明を設置する。（添付4-5）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-33	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-22	参照する添付資料番号の記載を追記（下線部参照） （旧）業務支援班長は、重大事故等が発生した場合には、飲料水及び食料等の支給を適切に運用する。 （新）業務支援班長は、重大事故等が発生した場合には、飲料水及び食料等の支給を適切に運用する。 <u>（添付4-6）</u>	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-37	同上	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-25	記載適正化（下線部参照） （旧）緊急時対策所用発電機を待機側に切替える手順は以下のとおり。 （新）緊急時対策所用発電機を待機側に切替える手順は以下のとおり。 <u>手順のタイムチャートを第1.18.18図に示す。</u>	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-42	同上	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-25	他条文審査実績の反映 技術的能力1.0審査実績反映のため、c. 緊急時対策所用発電機の切替手順に係る対応要員数を、事務局員1名から事務局員2名に修正。	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-42	同上	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-25	他条文審査実績の反映 技術的能力1.0審査実績反映のため、d. 緊急時対策所用発電機の待機運転手順に係る対応要員数を、事務局員1名から事務局員2名に修正。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-45	同上	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-26	記載適正化（下線部参照） （旧）緊急時対策所用発電機を待機側に切替える手順は以下のとおり。また、作業概要図を第1.18.18図に示す。 （新）緊急時対策所用発電機を待機側に切替える手順は以下のとおり。また、作業概要図を第1.18.19図に、タイムチャートを第1.18.20図に示す。	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-45	同上	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表1	第1.18.1表の表題の記載適正化 （旧）重大事故等における対応手段と整備する手順 （新）機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順対応手段、対処設備、手順書一覧	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表1	同上	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表1	他条文審査実績の反映 35条, 62条（通信連絡設備）の審査実績反映により、第1.18.1表の設備について、以下の適正化を実施 ・衛星電話設備（FAX）、無線連絡設備（固定型）、無線通信装置、無線連絡設備（屋外アンテナ）、衛星電話設備（屋外アンテナ）、衛星通信装置、有線（建屋内）を追加	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表1	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表3	第1.18.2表 重大事故等対処に係る監視計器 の記載適正化 (1) 緊急時対策所立ち上げ時の手順 に a. 可搬型空気浄化装置運転手順を追加	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表5	同上	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表6	第1.18.3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備のうち、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプに関する記載は、技術的能力1.14に整理することから記載を削除。	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表7	同上	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表7	他条文審査実績の反映 35条, 62条 (通信連絡設備) の審査実績反映に伴い, 第1.18.4表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧に以下の設備を追加 ・衛星電話設備 (FAX), 無線連絡設備 (固定型) また, 以下の設備名称の適正化を実施 (旧) 保安電話 (携帯) (新) 保安電話 (FAX)	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表7	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表9	表題の記載適正化 第1.18.2図及び第1.18.3図について以下の通り修正 (旧) 第1.18.2図 緊急時対策所 換気設備の概略系統 第1.18.3図 可搬型空気浄化装置運転及び空気供給装置準備の概略系統 (新) 第1.18.2図 緊急時対策所 換気空調設備の系統概略図 (ブルーム通過前及び通過後：可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化) 第1.18.3図 可搬型空気浄化装置運転及び空気供給装置 (空気ポンペ) 準備の概略系統図	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表10	同上	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表10	第1.18.4図 表題の適正化及びタイムチャートに記載している手順名称の記載適正化。 (旧) 第1.18.4図 可搬型空気浄化装置運転及び空気供給装置による空気供給準備タイムチャート 緊急時対策所空気浄化装置の起動 緊急時対策所空気供給装置の系統構成 (新) 第1.18.4図 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン運転及び空気供給装置 (空気ポンペ) による空気供給準備タイムチャート 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン運転手順 空気供給装置 (空気ポンペ) による空気供給準備手順	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表12	同上 相違理由を以下のとおり記載充実。 泊は可搬型空気浄化装置の運転前に可搬ダクト接続等の系統構成が必要であることから、操作時間に相違はあるものの、緊急時対策所立ち上げ時に操作に着手し屋外環境が悪化する前に運転可能であることから居住性に影響は与えない。 また、可搬型空気浄化装置の運転に引き続き、空気供給装置使用前の事前の系統構成を行う。(運転前系統構成を行うことについては大飯と同様)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表11	第1.18.6図 緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置タイムチャート の記載適正化 手順項目に操作場所（指揮所、待機所）を記載していたものを、要員欄に記載箇所を修正した。（他タイムチャートとの記載統一）	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表14	同上	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表11	第1.18.7図の表題適正化 当該図面に対する女川2号炉との相違理由を次のとおり記載充実 女川はパネル操作により空気ポンベによる加圧へ切替を行うが、泊は切替のために緊急時対策所内での操作が一部発生するため、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合は、事前に人員を配置し操作準備を行う。（大飯と同様）	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表14	同上 相違理由を以下のとおり記載充実 女川はパネル操作により空気ポンベによる加圧へ切替を行うが、泊は切替のために緊急時対策所内での操作が一部発生するため、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合は、事前に人員を配置し操作準備を行う。（大飯と同様）	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表13	第1.18.9図の表題記載を適正化（本文記載修正に伴う整合） （旧）第1.18.9図 緊急時対策所 空気供給装置の切替の概略系統 （新）第1.18.9図 緊急時対策所換気空調設備系統概略図 （ブルーム通過中： 空気供給装置（空気ポンベ）による正圧化）	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表16	同上	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表13	第1.18.10図の表題適正化	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表16	同上 相違理由を次のとおり記載充実 女川はパネル操作により空気ポンベによる加圧へ切替を行うが、泊は切替のために緊急時対策所内での手動操作が一部発生するため、操作内容に相違はあるが、事前に体制を整えておくこと、かつ、緊急時対策所内での操作であり、速やかに対応できることから、緊急時対策所の居住性に影響を与えない。(手動操作を行うことについては大飯と同様)	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表14	第1.18.11図の表題記載を適正化(本文記載修正に伴う整合) (旧) 可搬型空気浄化装置への切替タイムチャート (新) 空気供給装置(空気ポンベ)から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替タイムチャート	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表18	同上 当該図面に対する女川2号炉との相違理由を次のとおり記載充実 女川はパネル操作により切替を行うが、泊は切替のために緊急時対策所内での手動操作が一部発生するため、操作内容に相違はあるが、緊急時対策所内での操作であり、速やかに対応できることから、緊急時対策所の居住性に影響を与えない。(手動操作を行うことについては大飯と同様)	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表15	他条文審査実績の反映 35条, 62条(通信連絡設備)の審査実績反映により, 第1.18.12図 を記載適正化 ・無線連絡設備(固定型)の追記 ・「プロセス計算機」を「プラント計算機」に修正	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表20	同上	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表15	第1.18.13図の表題記載適正化 (旧) チェンジングエリア設置手順タイムチャート (新) 緊急時対策所チェンジングエリア設置手順タイムチャート	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表21	同上 相違理由を次のとおり追記。 【女川】設計の相違 女川は1箇所のチェンジングエリアを2名が約20分で設営するのに対し、泊は2箇所のチェンジングエリアを2名が約40分で設営する違いがあるが、設営に長時間を要しない。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表16	他条文審査実績の反映 35条, 62条 (通信連絡設備) の審査実績反映により, 第1.18.15図 緊急時対策所 給電系統概要図のうち緊急時対策所指揮所に設置する通信連絡設備 (無線連絡設備 (固定型)) を追加	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表22	同上	
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表17	第1.18.16図 緊急時対策所用発電機の準備操作タイムチャート の記載適正化	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表23	同上 相違理由を次のとおり記載充実。 【女川】設計の相違 泊の緊急時対策所用発電機は運転前にケーブルの接続を行う必要があることから, 準備操作手順を整備。(運転前にケーブル接続を行うことについては大飯と同様)	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表17	第1.18.17図 予備電源車 (自主対策設備) 起動操作タイムチャート の記載適正化	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表23	同上 相違理由を次のとおり記載充実。 【女川】 ・設計の相違 女川2号炉の予備電源車 (自主対策設備) に相当するものは配備していないが, 泊3号炉で代替電源である緊急時対策所用発電機を複数台配備することで多重性を確保する設計としており, 故障等を想定した場合でも緊急時対策所への給電継続が可能であることから重大事故等対処への影響はない。	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表17	記載適正化のため, 以下のタイムチャートを追加 第1.18.18図 緊急時対策所用発電機の切替操作 タイムチャート	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表23	同上	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表18	第1.18.19図 緊急時対策所用発電機の接続先切替概念図 の図番号適正化	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表26	同上 相違理由を、次のとおり記載充実。 【大飯・女川】 ・運用の相違 緊急時対策所用発電機が故障等により運転できない場合には緊急時対策所待機側から給電する設計であるが、緊急時対策所待機側も含め故障した場合は想定し、健全である緊急時対策所待機側待機所（緊急時対策所待機側指揮所）の発電機から給電できるようケーブル接続を切り替える手順の整備する。	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-図表18	記載適正化のため、以下のタイムチャートを追加 第1.18.20図 緊急時対策所用発電機の接続先切替操作 タイムチャート	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-図表26	同上	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料3	他条文審査実績の反映 35条, 62条（通信連絡設備）の審査実績反映他により、審査基準、基準規則と対処設備との対応表 に設備追加及び記載適正化を実施 （新） ・代替電源からの給電 ディーゼル発電機燃料油系統配管・弁、ホース 追加 ・必要な指示及び通信連絡 衛星電話設備（FAX）、無線連絡設備（固定型）、無線通信装置、無線連絡設備（屋外アンテナ）、衛星電話設備（屋外アンテナ）、衛星通信装置、有線（建屋内）を追加 データ収集計算機、ERSS伝送サーバ、データ表示端末の既設新設区分欄の記載を「既設」から「既設新設」に修正（技術的能力1.19との整合）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料3	同上	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料5	以下の通り記載適正化 (旧) 2. 必要要員数及び作業時間 必要要員数：4名（指揮所側：2名，待機所側：2名） 作業時間（想定）：60分 (新) 2. 必要要員数及び実施可能時間 （1）必要要員数：事務局員4名（指揮所側2名，待機所側2名） （2）実施可能時間： 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの起動 約60分 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンから空気供給装置（空気ポンベ）への切替え 約2分	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料7	同上	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料5	先行審査実績反映のため、「3. 作業の成立性」を「3. 系統構成」に変更し、以下の通り記載適正化 ブルーム通過前及び通過後の緊急時対策所換気空調設備の系統概略図を第1.18.21 図に、ブルーム通過中の緊急時対策所換気空調設備の系統概略図を第1.18.22 図に示す。	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料7	同上	
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料6	表タイトルについて以下の通り記載適正化 第1.18.21図 緊急時対策所換気空調設備 系統概要図 （ブルーム通過前及び通過後：可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化） 第1.18.22図 緊急時対策所換気空調設備 系統概要図 （ブルーム通過中：空気供給装置（空気ポンベ）による正圧化）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料8	同上	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料7	先行審査実績反映のため、添付2-1 緊急時対策所換気空調設備 運転操作について のうち、4. 手順の記載を追加	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料9	同上 記載適正化に伴い相違理由を追加	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料8 1.18-添付資料9	表タイトルについて以下の通り記載適正化 第1.18.23図 空気供給装置 (空気ポンプ) による空気供給準備概要図 第1.18.24図 緊急時対策所換気空調設備 系統概要図 (ブルーム通過前及び通過後：可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化)	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料10 1.18-添付資料11	同上	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料11	他条文審査実績の反映 技術的能力1.0審査実績反映のため、以下の記載の適正化を実施。 (旧) ①ブルーム通過前及び通過後 ・収容人数：120名 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所要員：60名 (最大収容人数) (新) ①ブルーム通過前及び通過後 ・収容人数：120名 緊急時対策所指揮所要員：60名 (最大収容人数) <u>(本部要員：50名+余裕)</u> 緊急時対策所待機所要員：60名 (最大収容人数) <u>(現場要員：39名+余裕)</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料12	同上	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料11	他条文審査実績の反映 技術的能力1.0審査実績反映のため、以下の修正を実施 (旧) ②ブルーム通過中 ・収容人数：87名 緊急時対策所指揮所要員：41名 (本部要員：29名，1号及び2号炉運転員：2名，3号炉運転員：2名， 現場要員4名，運転検査官：4名) 緊急時対策所待機所要員：46名 (現場要員：29名，1号及び2号炉運転員：1名，3号炉運転員：4名， モニタリング要員4名，消火要員8名) (新) ②ブルーム通過中 ・収容人数：87名 緊急時対策所指揮所要員：41名 (本部要員：37名，運転検査官：4名) 緊急時対策所待機所要員：46名 (本部要員：4名，現場要員：33名，1号及び2号炉運転員：3名，3号 炉運転員：6名)	
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料12	同上	
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料19	他条文審査実績の反映 35条，62条（通信連絡設備）の審査実績反映他により，第1.18.26図 の記載適正化 ・無線連絡設備（固定型）の追記 ・「プロセス計算機」を「プラント計算機」に修正	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料22	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料24	添付3-2 原子力災害対策活動で使用する資料の記載のうち、以下の内容を適正化 (旧) 各ユニット (新) 各号炉	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料28	同上	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料26	他条文審査実績の反映 技術的能力1.0審査実績反映のため、以下の記載適正化を実施 (旧) 使用済燃料ピットの水温が65℃に到達するまでに1号及び2号炉は約5日間を要すると評価*しているため、 (新) 使用済燃料ピットの水温が100℃に到達するまでに1号及び2号炉は約6日間を要すると評価*しているため、	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料30	同上	
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料26	他条文審査実績の反映 技術的能力1.0審査実績反映のため、原子力防災組織の班名称について、以下のとおり記載を適正化 (旧) 電気工作班, 機械工作班, 土木建築工作班, 各工作班 (新) 復旧班	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料30	同上	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料26	他条文審査実績の反映 技術的能力1.0審査実績反映のため、原子力防災組織の運転班の役割・機能の記載について、適正化を実施。 (旧) また、運転班に属する災害対策要員は、運転支援活動、電源復旧活動、可搬型設備を用いた注水活動等を実施する。 (新) また、運転班に属する災害対策要員は、運転支援活動、 <u>可搬型設備</u> を用いた電源復旧活動、給水活動、消火活動等を実施する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料30	同上	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料26	他条文審査実績の反映 技術的能力1.0審査実績の反映のため、原子力防災組織の班名称について、以下のとおり記載を適正化 (旧)電気工作班,機械工作班,土木建築工作班,各工作班,各工作班長 (新)復旧班,復旧班長	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料31	同上	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料28	発電所原子力防災組織の構成を最新化したため、以下の表を最新化 第1.18.8表 各職位のミッション	
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料32	同上	
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料29	発電所原子力防災組織の構成を最新化したため、以下の図を最新化 第1.18.27図 泊発電所 原子力防災組織 体制図	
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料33	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r. 8.0)	1.18-添付資料30	他条文審査実績の反映 技術的能力1.0審査実績の反映のため、要員に係る記載の適正化 (旧) プルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、休憩・仮眠をとるための交代要員を考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びその指示のもと重大事故等への対処を行う各班員の計60名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員計20名に、1号及び2号炉運転員3名を加えた合計83名を想定している。 (新) プルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、休憩・仮眠をとるための交替要員を考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員41名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員計31名に、1号及び2号炉運転員3名、消火要員8名を加えた合計83名を想定している。	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r. 8.0)	1.18-添付資料34	同上	
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r. 8.0)	1.18-添付資料30	他条文審査実績の反映 技術的能力1.0審査実績の反映のため、 1. 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 の要員に係る記載、人数の適正化	
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r. 8.0)	1.18-添付資料34	同上	
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r. 8.0)	1.18-添付資料31	他条文審査実績の反映 技術的能力1.0審査実績の反映のため、 「2. 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員」に於ける表中の要員に係る記載の適正化	
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r. 8.0)	1.18-添付資料35	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料32 1.18-添付資料33	他条文審査実績の反映 技術的能力.1.0審査実績反映のため、以下の図を記載適正化。 第1.18.28図 事故発生からブルーム通過前における緊急時対策所等で活動する原子力防災組織の要員 第1.18.29図 夜間休日（平日の勤務時間以外）における原子力防災組織の要員	
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料36 1.18-添付資料37	同上	
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料34	他条文審査実績の反映 技術的能力.1.0審査実績反映のため、以下の図について記載適正化及びタイトルの記載適正化を実施。 第1.18.30図 ブルーム通過時に緊急時対策所にとどまる3号炉対応要員	
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料38	同上	
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料35	他条文審査実績の反映 技術的能力.1.0審査実績反映のため、以下の図を記載適正化。 第1.18.31図 緊急時対策所、中央制御室 事故発生からブルーム通過までの要員の動き	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料39	同上	
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料36	緊急時対策所にとどまる要員の記載を指揮所と待機所に書き分けし、適正化（旧）ブルーム通過中においても、本部要員に加え現場要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員80名、1号及び2号炉運転員3名及び運転検査官4名の合計87名が緊急時対策所で活動することを想定し、十分な広さと機能を有した設計とする。 （新）また、ブルーム通過中においても、本部要員に加え、運転検査官4名の合計41名が緊急時対策所指揮所で、現場要員37名と、1号及び2号炉運転員3名、3号炉運転員6名の合計46名が緊急時対策所待機所で活動することを想定し、十分な広さと機能を有した設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料40	同上	
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料36	以下の図について、表題の記載を適正化 (旧) 第1.18.29図 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所休憩エリアのレイアウトイメージ図 (新) 第1.18.32図 緊急時対策所指揮所休憩エリアのレイアウトイメージ図 第1.18.33図 緊急時対策所待機所休憩エリアのレイアウトイメージ図	
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料41	同上	
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料37	添付4-4の一部防護具の配備数の算出根拠を柏崎6/7号炉実績を踏まえ見直し、配備数を増加	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料42	同上	
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料50	機器名称の記載適正化 (旧) 可搬型空気浄化装置 (新) 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料56	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料59	他条文審査実績の反映 技術的能力1.0審査実績反映のため、3. 緊急時対策所用発電機待機運転 の必要員数を、1名から2名に修正。	
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料65	同上	
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料61	他条文審査実績の反映 技術的能力1.0審査実績反映のため、1. 緊急時対策所用発電機の切替 の必要員数を、1名から2名に修正。	
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料67	同上	
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料61	他条文審査実績の反映 35条, 62条 (通信連絡設備) の審査実績反映他により、第1.18.46図 緊急時対策所電源構成 の給電対象設備に「無線連絡設備 (固定型)」の記載を追加	
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.8.0)	1.18-添付資料68	同上	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.8.0)	1.18-添付資料62	他条文審査実績の反映 技術的能力1.0審査実績反映のため、緊急時対策所立ち上げのタイムチャートの記載適正化 (旧) 指揮及び通報連絡 (3) 連絡当番者他 (7) (新) 指揮及び通報連絡 (4) 連絡当番者他 (8)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r. 8.0)	1.18-添付資料69	同上	